

第四十八回国会 参議院 建設委員会 會議録 第十五号

(二六〇)

昭和四十年四月八日(木曜日) 午前十一時四十七分開会

委員の異動

四月八日 補欠選任 江藤 智君 山崎 齊君 増原 恵吉君 村上 春蔵君

出席者は左のとおり。 理事

稲浦 鹿蔵君 川野 三暎君 熊谷太三郎君 瀬谷 英行君 江藤 智君 小沢久太郎君 小山邦太郎君 山崎 齊君 田中 一君 田上 松衛君 村上 義一君

政府委員

首都圏整備委員会事務局局長 小西 則良君 首都圏整備委員会事務局計画第一部長 吉田 伸一君 首都圏整備委員会事務局計画第二部長 富田 龍彦君 事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

本日の会議に付した案件 ○首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(理事瀬谷英行君委員長席に着く) ○理事(瀬谷英行君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、増原恵吉君、村上春蔵君が委員を辞任され、その補欠として江藤智君及び山崎齊君が選任されました。

○理事(瀬谷英行君) 首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案はすでに提案理由の説明を聴取しておりますが、さらに、現在の首都圏整備の実情について説明を聴取いたしたいと思います。小西事務局長より説明を聴取いたします。

○政府委員(小西則良君) それでは、首都圏の現在の整備に対する概要を申し上げます。

まず第一に、首都圏というのはどこであるかという点でございますが、これは社会的にも、経済的にも、首都と密接な関係があります。地帯を一体として秩序ある発展をはかるという見解のもとにある広域を主としていっているわけでございますが、具体的に申し上げますならば、東京都を中心にして大体百キロ、遠いところで二百二十キロくらいのところを首都圏と申しております。行政区画から申しますと、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県は全区域にわたっております。茨城県、栃木県、群馬県はその行政区画の一部が抜けておるのでございますし、また、山梨県におきましては東部半分というふうな区域になってござ

いまして、この全面積が約二万六千方キロ、これが全国の面積に対して約七・一％という数字になっておるのでございます。

そこで、この首都圏の基本構想といえば、結局人口問題になるのでございますが、現在、三十五年の国勢調査によりまして、この区域内における人口は二千二百五十七万人、こういう数字になっておるのでございます。

そこで、整備計画の構想といたしましては、整備法にも明記しておりますように、基本計画というものと整備計画と事業計画というものからなるのでございまして、その基本構想というのは、基本計画に示されておりますが、これを順序を追ってお話し申し上げたいと思っております。

まず基本構想の第一といたしましては、首都圏のこの区域の区分でございますが、その区域を既成市街地と、それから近郊地帯及び周辺地域の三つに分けておるのでございます。このことらんになっている図面のグリーンで色どっておりまして、近郊地帯でございますが、その内側にあるのが既成市街地、グリーンの外側の区域を周辺地域と、かように分けておるのでございます。

そこで、既成市街地と申し上げますのは、東京都の区部、それに三鷹、武蔵野両市、神奈川県横浜市、川崎市、それに埼玉県川口市を入れた区域をいっておるのでございまして、この区域にかましましては、先ほどの全区域の二千二百五十七万人に対して、同じ三十五年の人口として、一千十六万人という人口になっております。それで、この地域につきましましては、人口及び産業の過度集中というものを防止するために、工場、大学等の新増設を制限するとともに、また人口密度と土地利用を適正にするために、都市機能の分散であるとか、市街地の再開発をはかって公共施設を整備するようにならしてまいっておりますのでござ

います。また、近郊地帯と申し上げますのは、いま、図面の上で緑と申し上げましたが、既成市街地の周辺におきまして、既成市街地の秩序ある発展をはかるというために、緑地帯を設ける必要があるというところで、構想を描かれていますところでございます。

それから外側の周辺地域につきましては、範囲が広いのでございますが、この周辺地域におきまして既成市街地に流入するとか、あるいはまた、既成市街地から分散する人口と産業を吸収、定着せしめるために、この周辺地域におきまして市街地開発区域というものを指定いたしまして、これは首都圏市街地開発区域整備法によりまして、この市街地開発区域を指定してあるのでござい

ますが、これらの市街地開発区域を工業衛星都市として発展させることに努力をいたしてあるのでござい

ます。基本構想の第二といたしましては、この人口の想定でございますが、現在の想定されている人口——

実をいいますと、最近の人口の増加の状態というものは、だいたい趨勢が違ってきておるのでござ

いまして、これにつきましましては、本年十月に行なわれる国勢調査によりまして、新しい構想というものを打ち立てなければならぬのじゃないか、かように考えておるのでございまして、いま、これから申し上げますのは、現在の整備法によつて想定いたしております人口についてお話し申し上げます。

三十五年におきましては、先ほど申し上げましたように、二千二百五十七万人というところであります

ましたが、これを昭和五十年にはどうなるであろうかという

ことを推定いたしてあるのでござい

まして、その人口といたしましては、二千八百八十五万人という

ます。そうして、このうち六十五万人というの
は、他の地域——この首都圏以外において処置す
ることを期待している現在の計画といつたしして
は、首都圏内における五十年の人口といつたしして
を、二千八百二十万人という想定をいたしてある
のでございます。首都圏全体の人口は、そのよう
な状態でございます。

次に、既成市街地の人口に触れたいと思いま
す。現在想定いたしておりますのは、既成市街地
の適正な収容人口といつたものを一千二百二十五万
といつたしております、このまま放置しておけ
ば、この区域において昭和五十年の人口といつた
は、大体一千五百四十五万人くらいになるだろ
う、こういう形になっておるのでございます。そ
こで、この一千五百万人をこすというのでは、
既成市街地といつたものは、身動きならなくなると
いうようなことから、この整備法がございま
した当時から五十年までの間に、先ほど申し上げま
した周辺の市街地開発区域といつた工業衛星都市の
育成整備によりまして、吸収、定着させるように
措置したいというのが、基本構想の第二でござい
ます。

そこで次に、整備の問題に入るのでございま
すが、既成市街地は、人口及び産業の集中が非常
に著しい地域でありますので、その整備方針は、
二つに分かれてくるということになっておりま
す。

その一つは、工業等の制限でございませう。それ
から、第二番目は、積極的な整備そのものでござ
いまして、既成市街地内における道路をはじめと
いたしまして、宅地、公共住宅あるいは公共空
地、上水道、下水道の水道施設であるとか、バス、
ターミナルあるいは東京港、その他河川、低地対
策につきましても、整備計画を策定いたしまし
て、これを事業計画として整備をはかっているの
でございます。

ここでいう事業計画でございませうが、当初申し
上げました基本計画、整備計画、事業計画、この

うちの事業計画といつたのは、毎年度の各担当省で
やっております事業のことを事業計画と、このよ
うに申しておりますのでございませう。

それから、近郊地帯の整備でございませうが、近
郊地帯といつたのは、先ほど申し上げましたよう
に、既成市街地の無秩序な膨張を遮断して、既成
市街地に不足してある大公園であるとか緑地とか
空地といつたものを充足するために、すでに市街化
している区域を中心とした市街化を認める区域を
除きまして、この区域に生産緑地とか、あるいは
また緑地的施設を設けるといふ構想のもとに、地
方公共団体との協議によりまして、市街化を認め
る区域を確定するとともに、その他の地域につい
ては、行政指導により極力、市街化を抑制するこ
とを目的とする区域でございませう。

その次に、周辺地域の衛星都市の整備でござ
いませう。この工業衛星都市につきましては、現在
まで十八地区を指定してあるのでございまして、
これらの地域に計画的に工業用地を造成しまして
工業を導入するとともに、宅地の整備、道路整備
あるいは公共住宅整備であるとか、義務教育の施
設、公共空地、上水道、工業用水道あるいは河川
の整備であるとか、下水道の整備といつたような
ものにつきます。整備計画を立てて推進してま
いっているものでございませう。この計画は、最初
指定は三十四年だったかと思ひますが、一ただ
いまして、ここ十八地区と申し上げましたが、三地区は
昨年の十一月に指定したばかりで、まだ整備計画
といつたものは、いま作成中でございませう。そこで、
昨年の十一月に指定しました三地区を除きまし
て、十五地区につきましては、三十六年から四十
五年までに一応現在の計画といつたものを完成して
いきたいということで、整備計画を持つておるの
でございませう。で、衛星都市におきまして中核とな
る工業用地の造成事業の実施は、日本住宅公団あ
るいは地方公共団体等の公共機関が行なつておる
のでございませう。それで、これらの工業用地の取
得造成を適正かつ円滑に進めるために、工業用地
事業を都市計画事業として執行できることとして

おりまして、これに土地収用権を付与しておると
いうことでございませう。そこで、先ほど申し上げ
ました既成市街地、近郊地帯、周辺地域の衛星都
市といつたものの整備計画と、さらに重要幹線道路
網の整備といつたものを考へておるのでございま
す。いま申し上げました衛星都市の育成にあたり
まして特に重要なものは、既成市街地と衛星都市
及び衛星都市相互間を結ぶ道路の整備、ある既成
市街地を中核として放射状網を形成するような高
速自動車道、それから国道、それに主要地方道が
一本入つておりました。それから放射幹線が十六
系統ございませう。それから環状線といつたしして
は五系統、なおこまかくは、これらを補う意味に
おきまして連絡幹線といつたものを二十系統選定をい
たしておりました。先ほど申し上げましたよう
に、四十五年までというような目途をもつて整備
の推進をはかつておるといふことでございませう。
大体、現況として概要を申し上げた次第でござ
いませう。

○理事(瀬谷英行君) ただいまの説明に對しまし
て、御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。
○田中一君 大臣が来てから質疑をしたと思ひ
のた。ただ、補足的な説明を一つ質問するから、
その点はひとつ説明してほしいのだ、こまかいこ
とだがね。
事業費として四十年度は幾ら計上されていま
か、総額で。

○政府委員(小西則良君) いま調べて詳細に申し
上げますけれども、整備計画の事業費といつたのは、
私のほうではつきりつかめないのがございませう。
といつたのは、高速道路のようにまたがっている
ところは高速道路一本で出ておりました、首都圏内
の事業費といつたことではつきりつかめないもので
すから、いま、これが事業計画といつて各省にお
いてまとまってくればはつきりした数字をつかめ
る、かように考へておるのでございませう。

○田中一君 それじゃ首都圏内と言わないで、首
都圏を中心とする事業費別で出してほしいな。道
路費はどうなつておる——それから中央道

のように四十二年度を目途として完成させるとい
う場合には、大体これは大月辺までやるわけなん
ですから、これはどのくらいになつておるとい
うような、継続事業は継続事業としてのものでい
から事業費別にやつてほしいのだ。その説明の
資料を一つ出してほしいと思ひのた、四十年年度の
ものを。

○政府委員(小西則良君) もう新年度に入つてお
りますので相当つかめると思ひますから、至急資
料をつくつてお出ししたいと思ひます。
○田中一君 それから事業の主管者といつたのが異
なつておる場合があるわけなんですね。首都圏と
いふものの中において、たとえば東京都がここ
をやる、これと接続する地区の道路にしてもこ
れはどことかやる、これは街路だからこれは
川口市がやるのだとか、たとえば中央道にしても、
杉並から中央道が起点として出発している。
首都高速道路公団の事業としては、幅ヶ谷付近が
起点になつておる。そうすると、首都高速道路公
団の行なつておる事業と日本道路公団が行なう事
業、この間のたとえば三キロにしても五キロにし
ても、これはおそろく東京都が街路事業として行
なうのじゃないかと思ひますが、そういうものが
途中ではさまつておるわけです。これは実際の整
備ではないのです。これはどつちみち行なう事業
なんだから、東京都といふ事業体にまかせない
で、あるいは予算上は東京都が街路事業として行
なりべきものであつても、それらは道路公団なり
首都高速道路公団なりにとつてかわつて行なわせ
るといふようなことがなくては、完成時期とい
うものはなかなかまいぐあいに乗つてこないわけ
です。これは決して首都圏だけのことを言つてい
るのではなくて、首都圏は、急場の問題だから東
京都がそういう予算づけをしな場合には、羽田
に飛行機で降りて、幅ヶ谷まで来る、また下の
密集地帯に入つてどうにも身動きがきぬように
なる、——その計画はどうなつておるか。その調
整をするのが首都圏だと思ひのた。ことに土地
の取得といふことが一番難関になつておるのだ、

のた、

四十二年度にはもはや二車線は貫通させますということを言っているわけですが、日本道路公団としては、首都高速道路公団はできております。しかし、その間の東京が行なりものに対してはどうかということになっているか、そういう関係が、いま一つの例を言ったのですが、そういうものがおそろくたくさんあると思います。そういうものをどうするかというところを、行政上の区分と、それから行政上の区分の間にはさまった何というか、盲点というか、あるいは別の首都高速道路公団、日本道路公団、これは国が直接やっているから計画に乗るけれども、東京都という自治体の場合にはなかなかそれが困難なわけです。そういう点のつかみ方はどうしているか。そういう点はむしろ河川にもあるし、道路にもあるし、その他の問題にもあると思います。その点はひとつはつきりこれも資料を出してほしいと思います。したがって、東京都は、四十年年度においてはこの中央道と高速道路との結び方をどういう考えをもってどういう仕事をやるかというのか。その点は、おそらく四十年年度予算も東京都は成立しましたからわかると思いますから、その点もやってみてほしい。そういうのがたくさんあると思います、はさまって。

○政府委員(小西則良君) いま御要求ありました資料は整えてお出ししたいと思いますが、この問題は、首都圏の現在の整備委員会というものの置かれてある権限といえますか、機構の根本問題にある程度触れてくる問題だと思えます。現在調整という権限は与えられておるようになって、予算の要求権というか、というものは、はつきり申し上げておまわりタッチさせられていない。こういうことになっておきますので、先生のおっしゃるお話につきましては、私も十分心得てやるつもりはできておられますけれども、いざという場合には最後の線で、予算要求の段階におきましては、一応の話し合ひの中に入つておるといふことでございませうけれども、そういう問題がございませうので、これは結局首都圏のほうで、それで首都圏庁問題というよりなものも論議されておつたのでございませうけれども、そういうよりな根本の問題に

触れて初めてほんとうの形というものが生み出されてくるというふうな気がいたしております。ただ、先生のおっしゃいました資料につきましては、十分これは整えてお出ししたいと思っております。これはどうですか。

○田中一君 経済企画庁が持つている調整費、これはむしろ東京都でも、ある場合にはたかだか四十億、今度三十六億か、あの程度のものではこれだけの事業をやるには無理かもしれないけれども、そういうものを使い得る形になっておるね、これはどうですか。

○政府委員(小西則良君) 三十九年度の全国調整費が三十六億でございまして、本年は四十五億というふうになっておられます。それでその調整費ももちろん首都圏内において使い得る形にはなっております。首都圏の整備計画の中で三十九年度の調整費は約二億五千万くらいだったと思えます。きわめて小さな規模でございませう。

○田中一君 そういふ点が、プラン・メーカーとして君たちのほうが委員会が考えることは考えていとおもう。これは今日ではもう実施、完成の段階が目に見えるのです。その場合に、権限がない、ただプラン・メーカーだということだけでは済まない段階なんです。今度の法律の改正の内容は、これから審議をして十分に伺いますけれども、根本の問題に触れなければ、やめてしまうことなんです。あなたの方のように、小西君だつて、まだ君は若いからほかのいいポストに行つてこんなところにいることなんですよ。何にもならないですよ。そういう点は近畿圏においてもいえるのです。そういう点で大臣が来たなら大臣にいろいろ質問していきませうけれども、まあ質疑をしていく過程において偶発的にいろいろ私の口から出ますけれども、追つかけて資料をつくるのはたいへんだから、大体こんなものがぐるぐるなろうかと思つても、資料をつくつておいていただきたいと思つて、大体わかると思つて、ほくは長年の問題についてはいつも質問しているものだから、そういうものをよ

くいままでの歴史的な議事録でも読んでもらつて、こんなものがなくちゃならぬというものを示していただきたい。これはただ私が言うだけではない。東京都民が知らない。たとえば新聞記者にしても、報道陣にしても、つかみにくいのですよ。実際に、一番大事なこと、先ほど人口の問題に触れておられますけれども、これは産業別にどういう形で、たとえば五十年年度二千八百二十万人程度のものを想定している。あとは近郊地帯並びに周辺地帯に分散して定着させるようにするんだということを言っているけれども、持つていく産業というものは何を考へておるのか。それが根本にきまらなければ、それはただ単なるプランにすぎなくなつてしまつて、都民が、あるいは国民が目に見えぬに描かれないのです。そういう映像を。もはやこの段階では国民の頭の中に映像として浮かび上がるもの、なまなましものがないければならない。結局裏づけになるのは、プラン即事業費という問題になつてくるのです。そういう問題をひとつ、産業構造の分布の問題から、そういう点をひとつしつかり勉強して、この問題は少し時間をかけて——当委員会は法案が少ないから、時間をかけて伺つてまいりたいと思つて、十分に勉強しておいていただきたいと思つて、そうしてわれわれの質問に対する答弁並びに、答弁ばかりでなくて、資料を調製しておいていただきたい。まあ首都圏はわりあいひまだらうと思つて、大いに勉強して資料を十分に、いままでのものをひっくり返してつくつておいていただきたい。これは委員長にひとつお願いしておきます。

○理事(瀬谷英行君) いま田中委員から御注文がありました資料、この次の火曜日委員会まで提出していただけたらいいですか。

○政府委員(小西則良君) かしこまりました。まだ会期は五月十九日までであるのですから、ゆつくり出してもらわねと……、これはこつちが先議だけでも、火曜日までといわなくてもいいのです。火曜日に出せるものは火曜日に出して、逐次

委員会ごとに関に合うように出していただくようにすればいい。火曜日といつて、つまりないものを出してらつても困るので、そういうふうなひとつお願いします。

○理事(瀬谷英行君) それじゃ、特にあつて、いいかげんを資料を出されると、また御破算になつてしまつて、ひとつ逐次まともな資料を提示していただいて、その資料に基づいて質疑を行なう、こういうことになっておきたいと思つておられます。

○政府委員(小西則良君) 承知いたしました。○田中一君 もう一つ、これは委員長にお願いしておきます。これはどうしても近畿圏のほうに質問が関連でいかにざるを得ないわけです。近畿圏の四十年年度の、いま私が要求しておつたいろいろな資料ですね、同じケースの資料があるのです。これをひとつ近畿圏のほうにも、関連資料として委員長から要求しておいていただきたい。

○理事(瀬谷英行君) 近畿圏と……。○田中一君 これはここじゃないのですよ、近畿圏のほうは、これは建設大臣が兼務しておるはずだから、大臣に言いつければいいのです。○理事(瀬谷英行君) 近畿圏の問題と比較して審議できるということも必要だらうと思つて、その点はこの首都圏の審議に際してそろえていただくようにいたしませう。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時十七分散会

	第十二号中正誤 頁 段 行 誤 正 八 一 終わり 一 一 終わり 〇 〇 七 〇 二 二 五 五 三 三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 九 一 終わり 一 五	預金部 資金運用部	頁 段 行 誤 正 三 四 終わり 一 六 其準 五 一 借地權とを 二 八 輕微 基準 借地權を 輕微	第十三号中正誤 頁 段 行 誤 正 三 四 終わり 一 六 其準 五 一 借地權とを 二 八 輕微 基準 借地權を 輕微

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局